平成24年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号アおよびイを削る。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 温泉事業

温泉1日供給量 7,500立方メートル以内 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月31日から施行する。 (函館市営谷地頭温泉使用条例の廃止)
- 2 函館市営谷地頭温泉使用条例(昭和43年函館市条例第15号)は、 廃止する。

(函館市営谷地頭温泉使用条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市営谷地頭温泉使用条例別表に規定する入浴回数券を保有する者から、当該入浴回数券と引換えに払戻しの請求があったときは、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に限り、次の表の左欄に掲げる入浴料金相当額(当該入浴回数券の1回券のみを使用して入浴することができた当時の大人の個人の入浴料金に相当する額をいう。)の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる額に、当該入浴回数券の未使

用の1回券の枚数を同表の右欄に掲げる枚数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。)を払い戻すものとする。

28円	260円	10枚
3 3 円	310円	10枚
46円	350円	8枚
7 0 円	670円	10枚
9 0 円	850円	10枚
115円	1,050円	10枚
1 3 5 円	1,250円	10枚
155円	1,450円	10枚
190円	1,800円	10枚
230円	2,200円	10枚
2 4 0 円	2,300円	10枚
260円	2,600円	11枚
280円	2,800円	11枚
300円	3,000円	11枚
3 2 0 円	3,200円	11枚
3 4 0 円	3,400円	11枚
360円	3,600円	11枚
370円	3,700円	11枚
380円	3,800円	11枚
390円	3,900円	1 1 枚
420円	4,200円	11枚
	-	

(重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設の措置に関する条例(昭和39年函館市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 温泉事業

(函館市温泉供給条例の一部改正)

5 函館市温泉供給条例(昭和43年函館市条例第14号)の一部を次

のように改正する。

第1条中「函館市温泉供給事業」を「函館市温泉事業」に、「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

(提案理由)

公衆浴場事業および谷地頭温泉に係る温泉供給事業を廃止するため